

令和4年(行コ)第10号

田村市バイオマス発電事業公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴審準備書面 (2)

控訴人 久住秀司 外8名

被控訴人 田村市長 白石高司

被控訴人補助参加人 株式会社田村バイオマスイエナジー

令和4年8月17日

上記控訴人ら訴訟代理人

弁護士 坂 本 博 之

仙台高等裁判所第1民事部 御中

記

第1 はじめに

本書面は、補助参加人の令和4年6月17日付「文書提出命令に対する意見書」、被控訴人の令和4年8月4日付控訴審第1準備書面を踏まえて、控訴人らの主張の補充を行う者である。

第2 補助参加人の「文書提出命令に対する意見書」に対して

- 1 控訴人らの文書提出命令申立書において、文書提出命令を求めている文書のうち、「1 同発電所の焼却施設及びその付属設備の設計図」「3 設備受注メーカーが受注時に補助参加人に提出した設備受注仕様書または設計仕様書(HEPAフィルタに関わる部分)」「4 同発電所に設置されたHEPAフィルタのダクト内で交換を行う際の検査方法、ユニット交換方法の具体的手順を示す説明書ないし手順書」「5 同発電所にHEPAフィルタを設置した後に行った性能試験の結果が記載された書面」の4点について、補助参加人は、「個人名や組織名などで、その作成名義者が特定されているものではなく、作成日付や作成期間も特定されていないばかりか、相手方の管理態様なども特定されていない」などとして、「文書の特定が不十分であること」を理由に申立ての却下を求めている。

しかし、上記1の文書についていえば、本件発電所の焼却施設及びその付属

設備は一つしかないのであるから、少なくとも、最終的に確定した設計図は一つしかないはずであり、特定に欠けるところはない。

また、上記3～5の文書については、何れも本件焼却施設に設置されているはずのHEPAフィルタに関するものであり、本件HEPAフィルタ設備は「1つの巨大なプラント」の一部であるとはいえ、バグフィルタ出口部ブロワーと煙突部の間に位置し両者を接続する一つの独立した設備である上、本件焼却炉には一つしかつけられていない設備であることは明白である。従って、控訴人らの文書提出命令申立書に記載した記載内容において、文書の特定は十分にできている。

このように明らかに特定できる部分の資料について、「当該申立てにかかる文書あるいはそれを含む文書グループを他の文書あるいは他の文書グループから区別することができるような、いわゆる識別性もない」などと述べる補助参加人の説明には全く合理性がなく、単に提出したくない事情を言いつくろう言い訳にすぎないことは明白である。このような理由で提出を拒むことは、第1審で争点になった、「HEPAフィルタの性能を保証しえない」、あるいは「保証するつもりのない」設備であるという控訴人らの主張に対して、一切具体的なデータや図面、資料等で答えてこなかった被控訴人の対応と合わせて考えれば、堂々と資料を出して控訴人らの主張に反論できない事情があると断定せざるを得ない。つまり被控訴人らが設置したというHEPAフィルタは、実は図面上に示されただけの、特殊な形をしたダクトだけで、ダクト内には何も設置されていないガランドウであるか、仮にHEPAフィルタと称されるものが設置されていたとしても、見せかけだけで役に立つものとは考えられないものとだと判断するのが相当である(甲110)。

- 2 また補助参加人は、前記文書1、3、4および5について、プラントメーカーとの設計契約に基づくものであり、秘密保持を前提に契約しているため公開できない、などと述べている。

まず、補助参加人とプラントメーカーとの間の設計契約に秘密保持条項があるという点に関しては、それを裏付ける証拠は何も提出されていない。従って、このような契約があるということを前提とした議論は不毛であるというべきである。

次に、前記文書3は、仕様書(仕様書とは設備の能力や性能、その他の保証条件等を記した文書であり、それをどのように実現するかの原因、機構、設計、ノウハウなどは含まれない)であり、文書4は、フィルタ交換方法の説明書な

いし手順書であり、文書5は性能試験結果である。したがって、これらの文書はプラント設計ノウハウや特許等で守られる類の文書でないことは明らかである。例えば軍事技術等であれば、兵器の仕様やメンテナンス、性能試験結果は自らの手の内を曝すことになり、秘密の対象になることは理解できる。しかし本件HEPAフィルタにおいては、むしろ積極的に開示することで、本田仁一市長(当時)の「放射能への不安」など、発電事業の実施に伴う「不安・心配」について多くの回答をいただいたため、発電事業者と協議し、国内最高レベルの安全対策を講じることとしたところであり(2018年9月田村市議会における同氏の発言[甲27])との趣旨に沿うものである。同様に補助参加人の親会社であるタケエイは、2018年8月日刊工業新聞紙上において、「廃棄物処理大手のタケエイ、福島県でバイオマス発電所建設へ。県内産森林資源100%。放射性物質除去対策で二重フィルター使用し安全性確保」「放射性物質が飛散する懸念への配慮として、バグフィルターでの処理後にHEPAフィルターでも処理する二重の体制をとる。これにより発生する粉じんを99.97%以上、取り除くことができるという」(2018年8月31日付け一般社団法人環境金融研究機構の記事[甲111])。同日付日刊工業新聞の記事をベースにしている[甲112])などと報じられているように、その安全性を積極的に広報している。このように高い集塵率で粉じんを捕捉できる設備を設置し、かつこれを確実に維持できるメンテナンスを実現しているのであれば、これは補助参加人がいう「特許や営業秘密等を含むプラントメーカーの機密情報が外部に流出する危険性があり、それによって、相手方のみならずプラントメーカーにも看過しがたい不利益」を被るどころか、技術力の高さを積極的に宣伝できる絶好の機会である。これらの事実からすれば、文書3、4および5についてメーカーと「秘密保持を前提に契約している」という補助参加人の説明は全く合理性を欠くものである。

補助参加人のこのような非合理的な弁明は、公開できない事情、つまりHEPAフィルタダクト内は実際にはガランドウで実際のHEPAフィルタは設置されていないか、仮にHEPAフィルタと称されるものが設置されていたとしても、見せかけだけで役に立つものとは考えられないものしか設置していないからだと判断できる(甲110)。

- 3 又補助参加人は、控訴人らが文書提出命令申立において提出を求めているB焚書のうち、「2 設備発注者である補助参加人が設備建設メーカーに見積を依頼した時の見積仕様書(HEPAフィルタに関わる部分)」について、文書を所持していない、と述べている。

補助参加人が上記文書を「所持していない」とは、そもそも、どういうことか不明である。作成したが廃棄したのか、もともと作成していないのか、不明である。

そもそも、建設費用が数十億円を超えるプラント設備について、見積もりを依頼する場合に、口頭でその仕様を伝えるとは常識的にありえない話である。発注者がプラント発注の経験に乏しく、技術的に十分な見積仕様書を作成する能力が無い場合は、コンサルタント会社などに依頼し打合せを経て作成させる場合も考えられる。いずれにせよ、このような大規模設備において発注者側が見積依頼時に求める設備の仕様を文書で伝えるのは当然のことである。補助参加人の親会社であるタケエイは、各地に同規模の木質バイオマスプラントを建設している。同種設備を発注する場合に備えて見積仕様書を保管することも当然と考えられる。このようなことから、補助参加人が見積仕様書を「所持していない」と回答することは、一般的に考えれば極めて非合理的である。

この度の補助参加人の意見の内容、或いは上記のような事情を合理的に解釈すれば、見積仕様書を作成する内容が当初から存在しなかったものとするのが相当である。即ち、補助参加人は、当初から田村市議会やひいては田村市民を騙すために、「外形だけそれらしく見せた、実態はガランドウの設備を作る」という密約ないしは口約束の類があったと考えることが妥当である。

このことから、補助参加人らが設置したというHEPAフィルターは奇妙な形をしたダクトのみであり、実態はガランドウであるか、仮にHEPAフィルタと称されるものが設置されていたとしても、見せかけだけで役に立つものとは考えられないものと判断できる(甲110)。

- 3 また補助参加人は、控訴人らの文書提出命令申立書において、提出を求めた文書のうち、「6 同発電所の設計に際して行った熱量計算、熱交換器や復水器で使用される水量の根拠が記載された書面」について、所持していない、などと述べている。また、「7 早稲川地区から取水されるとされる地下水に関する取水量が記載された文書」及び「8 同地点から本件施設までの水道管の配置が記載された文書」については、補助参加人の専利用文書である、などと述べている。

しかし、これらの文書は、本件焼却施設の安全性を裏付けるための文書である。

本件焼却施設は、基本的に、廃棄物焼却施設と同様の構造を有する施設である。廃棄物焼却施設には一般廃棄物焼却施設と産業廃棄物焼却施設があるが、

一般廃棄物焼却施設の設置許可基準の一つとして、「集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない」という規定が設けられている(廃棄物処理法8条の2第1項第1号、同法施行規則4条1項7号ニ。産業廃棄物焼却施設についても同様の規定がある)。このような規定が設けられた趣旨は、ダイオキシン類のデノボ合成(ダイオキシン類は、燃焼室内で接し800度以上で燃焼させる[同法施行規則4条1項7号イ(1)(2)]ことによって、生成が防止されるが、その後、摂氏300度前後で再合成することになるため、それを防ぐため)を防止することと、バグフィルタが高温の燃焼ガスによって破損することを防止するためである。従って、バグフィルタへの流入前に燃焼ガスの温度が200度以下に冷却できることは、バグフィルタの安全性を保つための必須条件であり、それは、周辺的生活環境を保全するために必須の条件である。

前記6の文書は、正に、本件焼却施設のバグフィルタに流入する燃焼ガスの温度が200度以下に冷却できるのかどうか記載されているはずの文書であり、このような文書が存在しないということは、そもそも、本件焼却施設のバグフィルタが安全に機能する裏付けが全くないということの意味する。そして、前記7、8の文書は、燃焼ガスを冷却するために必要と考えられる水の確保に関する文書であり、前記文書6と同様に、本件焼却施設のバグフィルタの安全性を確保されることを裏付ける文書である。従って、前記文書7、8は、補助参加人の専利用文書ではなく、周辺的生活環境の安全を明らかにするために必要な文書であるといえることができる。

このような文書が存在しない、或いは開示できないということは、結局、本件焼却施設に設置されているバグフィルタが安全に機能しないということ物語っているものに他ならない。

この点、被控訴人や補助参加人は、実際に測定された結果は、周辺環境に影響を及ぼすような放射性物質が排出されていないことを示しているのであり、バグフィルタの安全性が保たれていることは明らかである、という主張をするのかもしれない。しかし、焼却施設から排出される物質の測定値は、試料採取を行う場所、方法、その時の燃焼状態、燃料の質及び量、測定方法等を操作することによって、或いは測定を行う機器の性能によって、低い値を故意に出すということは容易なことである。これまで、被控訴人からも補助参加人からも、

上記のような点についての具体的な内容については、何も主張も証拠も出されたことはないのであり、被控訴人から出された測定結果には信用性は全くない。

また、これまで、被控訴人からも補助参加人からも、バグフィルタに流入する燃焼ガス温度を摂氏200度以下にすることができるという説明は全くなされたことがないし、それを裏付ける資料も全く出されたことがない。従って、本件焼却施設に設置されているバグフィルタは、安全性に欠けるものであることがあきらかである。

第3 被控訴人の控訴審第1準備書面に対して

一 同第1に対して

第1段落は争う。

第2段落は本件焼却施設にHEPAフィルタが設置されているとの点は否認ないし争い、その余は争う。

第3段落は争う。

二 同第2に対して

1 同1に対して

(1) 同(1)に対して

ア 同アに対して

第1段落は否認ないし争う。

第2段落は不知。

第3段落は争う。

被控訴人は、令和2年2月5日に「据え付け芯出し、レベル」、同月12日に「溶接部シャワーテスト」の各検査を行った、と述べ、その証拠として補助参加人作成の「報告書」(乙43)を提出している。同報告書のp. 3～4は、受注メーカーの「据付記録」が含まれているが、これは単にHEPAフィルタを内蔵するためのダクトを設置し、「芯出し」「レベル」調整を行ったうえでダクトを溶接し、その後溶接部にピンホールなどの欠陥がないかどうかの検査をしたことを意味するだけである。

被控訴人は、第1審において、HEPAフィルタユニット間の漏れテストについては、メーカーでの工場内で製作時に30枚のユニットを一体化してチェックするので問題ない、と主張していた。もし、そうであれば、その漏れテスト結果も当然示されなければならない。しかし、被控訴人は、そのよう

なテスト結果をこれまでもこの度も、全く提出していない。

また、同報告書のp. 5～14の写真は、補助参加人自身が「近接撮影した」とする写真であるが、諧調も悪く、かつ構図も必要以上に近接しており、該当のダクト内に本当に設置されている状態のものかどうか判別できない。

p. 14の「HEPAフィルタの型番掲示箇所を接写したもの」とする写真は、かろうじて「・・UTE FILTER」という文字が読めるだけで、補助参加人が主張するHEPAフィルタの型式である「1LFU-180」は読み取れない。何を示すためにこの写真を付けたのか、より疑問を生じさせる写真である。

HEPAフィルタを施工設置した三菱日立パワーシステムズインダストリー(株)に求めれば、設備引き渡し時に設備完成書として施工図面や施行中の写真、完成時検査の明瞭な写真及び報告書が含まれているはずである。何故、施工設置した同社の設備完成書またはそこからの抜粋を出さずに、わざわざ補助参加人が撮影したとする極めて信憑性の乏しい写真を添付した「報告書」を作るのか理解に苦しむところである。

総じて、この「報告書」では、何らかのHEPAフィルタらしきものが付いているとの印象は持たせるが、技術的にみればどのような型式と性能のHEPAフィルタが、その機能を十分果たす形で設置されていると証明するに値するものとは言えないし、そもそも、本件焼却施設のダクト内に設置されたHEPAフィルタの内容を示しているとも言えないし、本件焼却施設内にHEPAフィルタが設置されていることを示しているとも言えない(甲113・1～2p)。

イ 同イに対して

知らないし争う。

被控訴人が本件焼却施設に設置したとしているHEPAフィルタは、近藤工業(株)製の「1LFU-180」だということである。

しかし、このフィルタは、原子力施設用(JIS Z 4812適合)のものではない。即ち、「1LFU-180」は、同社のカタログによると、高温用HEPAフィルタで材質がセラミック製、外枠がステンレス製の多風量型のものである(甲114・54p参照)。また、同社の「フィルタ総合カタログ」をみると、76頁以降に、「原子力施設用(JIS Z 4812適合)」の項目があり、各種フィルタの解説がされており、それらは全く別の型式が付けられている(甲114・76p～)。

原判決は、「そもそもHEPAフィルタは、JISにも規格が設けられた性能を有するエアフィルタであり放射性廃棄物の減容化施設でも用いられている

ものであり、(中略)放射性物質を捕捉できないものであるとは認められない」などと述べているが、「放射性廃棄物の減容化施設でも用いられている」ということからすれば、ここでいう「JISにも規格が設けられた」とするJISは、「JIS Z 4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」」のことを示すものと理解しなければならない。しかし、被控訴人が本件焼却施設に設置したというHEPAフィルタは、今回の被控訴人の主張から、「JIS Z 4812」適合のものではないことが明らかになった。あいまいな形で、「JISにも規格があり」「放射性物質を捕捉できないものであるとは認められない」という原判決の判断は、JIS規格の厳密さを認識していない著しい無理解に基づくものであると同時に、いい加減な行政にお墨付きを与えてしまうという内容であり、技術的に見ても、三権分立の立場から見ても、許されざる誤りである(甲113・1p)。

(2) 同(2)に対して

ア 同アに対して

第1段落は不知。

第2段落は争う。

第3段落は争う。

被控訴人は、令和3年6月に「HEPAフィルタを交換した」と述べ、その交換の理由として、HEPAフィルタの「詰まりが生じて風通しが悪くなる」ことによる「圧力損失が上昇」し、「メンテナンス時期を迎えた」ので交換したと説明している。

しかし、控訴人らが、これまで控訴理由書等において問題にしてきたのは、「令和3年9月」の「定期補修」と称して、ダクト内をバキュームカーで「掃き出し」(掃除の意味か)を行い、「HEPAフィルタを交換した」と説明して来た事実である。控訴人らは、令和3年6月のHEPAフィルタ交換の事実について、これまで知る由もなかったのである。ましてや、裁判所がそのような事実があったことを知っていたとは考えられない。従って、裁判所から被控訴人に対して釈明があった、HEPAフィルタの修理や交換というのは、令和3年6月のことではなく、同年9月になされたとされる、修理や交換についてである。

この度の被控訴人の主張は、控訴人らからの指摘や裁判所からの求釈明に対して、意図的に事実を曲げて説明をしたものといわざるを得ない。このように論点をずらすことは、いたずらに論争を混乱させるもので、それ

が意図的なものであれば許されないものであるし、不注意から生じたものであるとしても、被控訴人が本訴訟と裁判所を甚だしく軽視していることを示すものであり許されることではない。

更に、もし、令和3年6月に圧力損失が上昇しHEPAフィルタを交換したということが事実であれば、この事実は、上流側のバグフィルタが設計通り機能しなかったか、あるいはバグフィルタに重大な故障が生じたことを意味する。何故なら、本件発電所の稼働は令和3年4月である。稼働後2か月余りで「基本的には年に1回の定期修繕時に同フィルタを交換する」(被控訴人の控訴審第1準備書面3p) 予定のものを交換せざるを得ない事態に陥ったことは、従来から控訴人らが主張するバグフィルタの欠陥と今回設置したというHEPAフィルタの脆弱性を露呈させたものというべきである。

被控訴人は、バグフィルタにより十分に粉じんが捕捉できるので、HEPAフィルタの上流側にプレフィルタは不要だと主張してきた。ところが稼働後、たかだか2か月程度でHEPAフィルタ本体の交換を余儀なくされたということは、もともとの設計が、控訴人らが従来から主張してきたようにHEPAフィルタ本来の性能を発揮することを期待していない、単なるお飾りとして設置したものであると示している。

原判決は、目詰まりしたら設備を止めて交換すればよい、との被控訴人の主張を、「運用上の問題」として安易に追認したが、プラント設備は労働集約型の生産形態と異なり、売上に対する損益分岐点が極めて高いため、営利企業としてのプラントが何らかの異常で頻繁に停止することは、利益減に直結する極めて重要な問題である。原審の安易な判断は、こうしたプラント経営の実態を無視した暴論である。

また、このように短期間にHEPAフィルタが目詰まりを起こすということは、その上流のバグフィルタで十分な粉塵捕捉が出来ない異常、故障が発生したことが原因と考えられる。被控訴人は、HEPAフィルタが何故、このように短期間で目詰まりを起こしたのか、その本来の原因についても説明すべきである。

被控訴人は、HEPAフィルタ交換の事実を証するためとして納品書等(乙44の1、2)を提出しているが、交換したHEPAフィルタのメーカーや型式の記載もなく、同じものが設置されたのかどうか、明らかでない。また、何度も繰り返しになるが、HEPAフィルタを交換したとすれば、交換後のHEPAフィルタユニット間の漏れチェック、つまりは集塵率のチェックも必要になる

ところ、そのような証拠の提出は何もない。補助参加人のこのような姿勢こそが、HEPAフィルタは「お飾り」としてついていけば良いという姿勢を示すものである。例えば締め付けボルトの締め方が不均一であったり、押さえ板の変形、HEPAユニット外枠の変形などがあれば、HEPAフィルタユニット間に微細な隙間が生じる。 μm (1mmの千分の1)以下の微小粒子を捕捉するためには、このようなわずかな隙間など施工不良があれば、そこから微小粒子は容易に漏れ出し、HEPAフィルタユニットの機能を果たせなくなる。

設置後の上記説明部に漏れないことをチェックするためには集塵率テストは必須である。何故なら、フィルタはそもそも一定流量のガスを通過させることを前提としているので、溶接部の漏れチェックのような方法はとれないからである。「JIS Z 4812」がわざわざ附属書として集塵率チェックの方法を詳細に解説しているのはこのためである。従って、被控訴人は、交換後の漏れテストあるいは集塵率測定の手順とデータを証拠として提出すべきである(甲113・2～4p)。

ところが、上記のように、交換して納品されたとされるHEPAフィルタのメーカー名も不明、型式も不明な納品書等の書証しか提出されず、必ず実施されるべきであるはずの集塵率テストの手順やデータが書証として提出されていないということは、本件焼却施設に設置されたとされるHEPAフィルタは、中身のないガランドウであるか、仮にHEPAフィルタと称されるものが設置されていたとしても、見せかけだけで役に立つものとは考えられないものと判断せざるを得ない。

イ 同イに対して

第1段落は不知。

第2段落は、フィルタの性質としてここで述べられていることは、一般論としては認め、その余は争う。

第3段落は不知。

被控訴人がここで述べていることが不合理であることは、上記アに述べたとおりである。

なお、既に述べたことの繰り返しになるが、控訴人らは、控訴理由書等で指摘しているように、令和3年9月23日に発生した、HEPAフィルタ内にバキュームカーホースを持ち込んで清掃(被告は「掃き出し」と説明)し、HEPAフィルタを交換したという事実を問題にしている。被控訴人は、令和3年9月23日に発生したこの事象について、何故バキュームカーを使わなければ

ならなかったのか、どのような事態が生じたのか、HEPAフィルタを交換したというが、どのようにHEPAフィルタを交換したのか、交換後のチェックをどのように行ったのか、誠実に答えるべきである。

(3) 同(3)に対して

第1段落は争う。

第2段落は知らないし争う。

被控訴人は、HEPAフィルタの全体像が分かる写真として、乙46を提出している。しかし、この写真は、本件焼却施設に設置されたHEPAフィルタのダクトとの関連性が全く写されていない。これらの写真が本件焼却施設のダクト内で写されたものかどうかは不明と言わざるを得ない。そればかりか、どこか別の場所で写してきた写真の可能性もある。

このような写真では、本件焼却施設の中にHEPAフィルタが装填されていることの証拠とはならない。

(4) 同(4)に対して

第1段落は争う。

第2段落は争う。

2 同2に対して

第1段落は不知。

第2段落は不知。

被告が提出した木質チップの「作業手順書」(乙47)は、補助参加人が第1回地域協議会が説明したチップのサンプリング方法と齟齬がある。

補助参加人は第1回地域協議会の説明資料で、木質チップのサンプリング方法を説明している(乙1・5pのスライド9)。これによれば、トラック荷台の木質チップを4箇所から採取後に、「試料調整」として、それを「4等分し、それぞれから試料を集めて縮分後の試料とする」と明記されている。

ところが、今回提出された「作業手順書」(乙47)では、明らかにこの工程が欠落している。

木質チップの検査方法についての、被控訴人の説明は二転三転しているが、ここでもまた、これまでの説明と異なる「作業手順書」を作成している。このことは被控訴人や補助参加人が、原告や地域住民に誠実な説明をしていないことの一端であり、HEPAフィルタの問題と同様に、住民の「不安」に真摯に向き合わず、虚偽の説明でごまかそうとする企業体質的な欠陥であることを示している。

既に控訴人らは、証拠のビデオ(甲89、90)を添えて、補助参加人のチップ採

取作業のいいかげんな実態を示しているところである。さらに補助参加人は、地域協議会での説明と異なる「作業手順書」を作り、しかもそれすら守られていない。このことも、上記に述べた企業体質的な欠陥を示すものである。

また、被控訴人は、この度提出したいずれの書証によっても、短時間で必要な100Bq/kg以下の精度でセシウムを測れることの客観的データを示していない。

控訴人らは、既に、ビデオの証拠を添えて、チップ計測の時間が1分40秒程度で行われていることを示し、これが現実的ではないことを指摘している(甲89、90)。今回のチップ検査「作業手順書」においても、「おおよそ60秒～120秒程度」で測定結果が出ることが記載されている。放射性物質からの放射線の放出は確率的現象であるため、一般に放射能測定は「 $\text{〇〇} \pm \Delta \Delta \text{Bq/kg}$ 」という測定誤差($\Delta \Delta$ で示される)を含んでいる。なお測定誤差は比率(〇〇 に対する $\Delta \Delta$ の%)で表現される場合もある。ここで補助参加人のHPで公開されている木質チップの値を見ると98Bq/kg(令和4年7月3-9日)、97Bq/kg(令和4年6月26-30日)など、基準である100Bq/kgぎりぎりの数値が散見される(甲115の1、2)。上記測定誤差を考慮すれば、少なくとも測定誤差は10%以下でなければならない(厳密には10%でも基準を超える可能性があるが、放射能測定の実務上で測定誤差10%以下は技術的にもかなり困難なレベルであるのでここでは10%とする)。

因みに、ちくりん舎のゲルマニウム半導体測定器(測定効率公称50%)で100Bq/kg程度のものを測定した場合の測定誤差と測定時間の関係は、誤差値20%程度の測定値を得るために必要な時間は、32分程度を要した。2分程度の時間では、63%もの誤差値が出る(測定物は土壌であるが、測定値と測定誤差、測定時間の関係に影響を与えるものではない)。

一般にゲルマニウム半導体検出器よりもNaIシンチレータの方が検出時間は短かく、補助参加人の設備もNaIシンチレータを使用していると考えられるが、ゲルマニウム半導体検出器の例を見ても、十分な精度を上げるためには如何に長い測定時間が必要になるか容易に想像できる。

補助参加人が、「おおよそ60秒～120秒程度」で十分な精度で測定ができていたのであれば、同様なデータを出して説明すべきである。控訴人らは、従来から準備書面等で、この測定時間が異様に短いことを質しているところ、被控訴人は、データの説明もなく、この度の「作業手順書」の提出で済ませていることは、控訴人ら及び裁判所の求釈明に対して甚だしく軽視している姿勢を示している。

また、仮に「おおよそ60秒～120秒程度」で十分な精度の測定データが得られたとしても、「作業手順書」の他の作業を確実に行うためには、1分40秒程度で作業を終えることは常識的には不可能であり、少なくとも5分程度の時間は必要である。そのようなことを前提に作業設計を行うのが放射線測定の常識である(以上、甲113・4～6p)。

従って、被控訴人の説明では、本件焼却施設に搬入される木質チップの測定耐性は、不十分なものであることは疑う余地がないことである。